

第130号 答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定について、公立大学法人名古屋市立大学の組織等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第2号。以下「市大組織等に関する規程」という。）を異議申立人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、公開又は非公開の決定をすべきである。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年 6月17日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 財務課（長）及びその所属員が要求した始末書（顛末書その他名目を問わず業務執行上の過怠過誤についての報告要求その他一切のもの（口頭によるものを含む。）を含む。）並びにその結果として財務課（長）及びその所属員が受領した文書（以下「本件請求文書①」という。）
 - (2) 上記(1)の根拠となった、又はなるべき財務課の指示・指導を含む一切の文書（以下「本件請求文書②」という。）
- 2 同月30日、実施機関は、本件請求文書①について、経理処理の誤りが原因で予算執行上の協議が必要となった所属から提出を受けた「顛末書」等の名称が付された当該協議を兼ねた説明書（以下「本件公開文書」という。）を特定するとともに、本件請求文書②については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 7月 4日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 一部公開決定通知書には「予算上の協議が必要となった」という限定が付されているが、予算上の協議が必ずしも必要とは思われない事項についても財務課（長）及びその所属員から始末書等が要求されていると推認され、それらの文書が除外されているおそれがある。

(2) 本件請求文書②は、本件請求文書①を要求する根拠となる（又はなるべき）規程、要綱、指導通知等の文書であり、社会通念上、始末書等が要求されるのは、行為規範があらかじめ定められ、合理的な方法で周知されており、作為義務の存在及び内容が明確であるにもかかわらず、相手方に重大な義務違反がある場合であると推測されるが、それらが口頭でなされているとは考えにくい。

本件公開文書は何らかの事務上の問題から提出されていると考えられることから、問題であることが分かる資料が存在するはずである。

財務課において他所属にも周知させることが適当な内容について、事例を集約、分析して各所属に示したり、注意喚起したりすることはよくあるそうなので、事例を示してもらいたい。

(3) 実際に財務課経理係長が複数の係長に対して始末書等を出すように要求する姿が目撃されており、その後提出された顛末書について謝罪の意思を含めるよう要望している。

また、執行協議を兼ねた説明書の依頼を受けて説明書等が提出された事実はなく、本件公開請求を受けて虚偽の理由付けを行ったものである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 公立大学法人名古屋市立大学事務局財務課（以下「財務課」という。）は業務執行上の怠りや過ちについての報告を要求しておらず、本件公開文書については、「顛末書」等の表題が記載された文書を探し、見つけた文書に行政文書の名称として「顛末書」等の名称を付したものである。このため、限定条件を付して行政文書の特定を行ってはいない。

2 予算事務を処理執行する中で、財務課の職員が各所属に説明を求めることは日常的に行われていることである。

- 3 本件公開文書の提出依頼については、財務課から経理処理の誤りが発生した所属に対して、口頭により、予算執行上の協議を兼ねた説明を文書の形式で求めたものである。説明を求めることは実務的な処理であるため、それに対して根拠となる文書は存在しない。
- 4 そもそも、財務課が、何らかの重大な義務違反を理由に各所属に対して始末書等の提出を求めた事実はない。

第 5 審査会の判断

1 争点

異議申立人が公開を請求する文書は、本件請求文書①及び本件請求文書②であり、本件公開文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

- 2 当審査会の調査によると、実施機関が所有する業務執行上の過怠過誤に関する文書について、次の事実が認められる。

(1) 財務課の事務について

財務課は、市大組織等に関する規程によると、予算及び決算に関することなどの事務（以下「予算等事務」という。）について所管している。

財務課では予算等事務を行うにあたり、経理処理の誤りのため予算の執行協議が必要となった場合、所属に対して協議事項をまとめた書類の提出を求めている。

当該事務を行うにあたり、財務課が収受した文書のうち、本件請求文書①に関するものとして、本件公開文書の他に、平成20年度に公立大学法人名古屋市立大学芸術工学部事務長（以下「芸術工学部事務長」という。）が提出した顛末書が存在する。この文書は、経理処理の誤りが原因で立替払いの必要が生じたため、立替払い分の支払いを求めて自発的に提出されたものである。

(2) 経理処理の誤りに関する文書について

ア 名古屋市が経理処理の誤りに関して通知した文書として、次の文書が存在する。

- ア 名古屋市総務局職員部人事課（以下「市人事課」という。）は、平成22年 3月 1日付け名古屋市総務局長通知（以下「市総務局長通知」という。）を通知し、各局区室長に対し、市人事課が作成した「懲戒処分取扱方針」（以下「市懲戒処分取扱方針」という。）の一部改

正を周知し、実施機関にも参考として送付した。

(イ) 市人事課は、同日付け名古屋市総務局職員部人事課長通知（以下「市人事課長通知」という。）を通知し、各局区室人事担当課長に対し、上記ア(ア)の通知と併せて市懲戒処分取扱方針の一部改正を周知するとともに、会計年度区分の誤りを行った所属・担当者に対して注意喚起を求め、実施機関にも参考として送付した。

イ 実施機関が経理処理に関して通知した文書として、次の文書が存在する。

(ア) 公立大学法人名古屋市立大学事務局総務課（以下「総務課」という。）は、同月29日付け事務局総務課長通知（以下「総務課長通知」という。）を通知し、各所属長に対して、市総務局長通知及び市人事課長通知を学内に周知するとともに、適切な経理処理を行うよう注意喚起を行った。

(イ) 財務課は、同年4月12日付け事務局財務課長通知（以下「財務課長通知」という。）を通知し、各所属長に対して、平成21年度決算に係る支出決定決議書等の提出を再度依頼するとともに、市懲戒処分取扱方針の一部改正の周知と、適正な経理処理を行うよう注意喚起を行った。

(ウ) 財務課は、平成23年1月17日付け公立大学法人名古屋市立大学副理事長通知（以下「副理事長通知」という。）を通知し、各部長・所属長に対して、実施機関内で発生した経理処理ミス的事例を示して注意喚起を行うとともに、今後経理処理の誤りが判明した場合に財務課に報告するよう求めた。

(3) 業務執行上の過怠過誤に関する職員の処分について

実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「市大職員就業規則」という。）第38条及び第39条において、懲戒及び訓告について定めており、市大職員就業規則で定めていない事項については、市懲戒処分取扱方針を参考に懲戒処分を行っている。

市大職員就業規則において、懲戒や訓告を行う際、併せて始末書等を求めることは規定されておらず、運用上も行っていない。また、市大職員就業規則の運用にあたって参考にしている市懲戒処分取扱方針についても、

始末書等を求めることは規定されていない。

3 本件請求文書①について

(1) 本件請求文書①は、財務課（長）及びその所属員が要求した始末書（顛末書その他名目を問わず業務執行上の過怠過誤についての報告要求その他一切のもの（口頭によるものを含む。）を含む。）並びにその結果として財務課（長）及びその所属員が受領した文書である。

(2) 異議申立人は、本件公開文書は予算執行上の協議が必要となったという限定条件を付して特定されていると主張している。しかし、経理処理の誤りは、予算執行に付随して発生したものであり、また、財務課は予算に関する執行協議を行う所管課であることから、財務課が要求する顛末書は、予算上の協議をその内容とすると考えられる。したがって、文書特定において、限定条件を付しているとまではいえない。

本件公開文書は、会計年度区分誤りの事案に関して、財務課が関係所属に対し執行協議を兼ねた説明書を求めたところ提出された文書であり、当該文書が請求人の求める文書であるとして、本件公開文書を特定したことは妥当である。

(3) 次に、異議申立人は、本件公開文書以外に、対象となる行政文書が存在する可能性があるとして主張しているため、それについて判断する。

ア 財務課（長）及びその所属員が送付した文書として、財務課長通知及び副理事長通知が存在する。

しかし、財務課長通知には、実際に不適正な経理処理を行った場合に始末書等を要求するとの記載はなく、経理処理に関して注意喚起を行っているにすぎない。

また、副理事長通知は、本件公開請求の時点では存在していない。

したがって、財務課長通知及び副理事長通知は本件請求文書①に該当しないと認められる。

イ 芸術工学部事務長より提出された顛末書は、立替払い分の支払いを求めて同事務長より自発的に提出された文書であるため、本件請求文書①に該当しないと認められる。

(4) 以上のことから、財務課が収受した文書のうち、本件請求文書①にあたる文書は、本件公開文書の他には存在しないと認められる。

4 本件請求文書②について

(1) 本件請求文書②は、本件請求文書①の根拠となった、又はなるべき財務課の指示・指導を含む一切の文書である。

(2) 市大職員就業規則では、職員の懲戒処分の際に始末書等を求めることは規定していないため、本件請求文書①を要求する根拠となる規定とは認められない。

また、市懲戒処分取扱方針にも始末書等を求めることは規定しておらず、運用上の根拠とも認められない。

(3) 次に上記 (2) で述べた文書が、本件請求文書②に該当するかについて判断する。

ア 市総務局長通知及び市人事課長通知について

市総務局長通知及び市人事課長通知は、実施機関が市懲戒処分取扱方針を運用上参考にしているため送付された文書であり、本件請求文書②には該当しないと認められる。

イ 総務課長通知について

総務課長通知は、総務課が各所属へ注意喚起を行ったものであり、本件請求文書②には該当しないと認められる。

ウ 財務課長通知について

財務課長通知は、支出決議書等の提出を求めているが、これは財務課が経理処理に関する事務を所管していることから、職務の一環で行った通知であると認められる。

しかし、会計年度区分誤りに関して始末書等の提出を求める記載はなく、総務課長通知を引用して財務課の所管事務に限り注意喚起を行ったものであり、本件請求文書②には該当しないと認められる。

エ 副理事長通知について

副理事長通知は、経理処理の誤りが発生した場合、財務課に報告するよう求めており、副理事長通知が本件請求文書①を要求する根拠となると考えられる。しかし、本件公開請求の時点で副理事長通知は存在しておらず、本件請求文書②には該当しないと認められる。

(4) そもそも経理処理に関する文書を財務課が要求する根拠は、予算等事務について所管しているためであり、その事務処理の一環として行ったものと認められる。したがって、その事務分掌を定めるものとして、市大組織等に関する規程を特定することが妥当であると認められる。

したがって、市大組織等に関する規程は本件請求文書②に該当すると認められる。

(5) 以上のことから、本件請求対象文書としては市大組織等に関する規程を特定し、公開することが適当である。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 経 過 |
|---------------------------|---|
| 平成22年 8月 9日 | 諮問書の受理 |
| 8月19日 | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知 |
| 9月22日 | 実施機関の弁明意見書を受理 |
| 9月28日 | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 10月21日 | 異議申立人の反論意見書を受理 |
| 11月 4日 | 実施機関の弁明意見書の修正を受理 |
| 11月 9日 | 異議申立人に弁明意見書の修正の写しを送付 |
| 平成23年 3月 1日 (第123回審査会) | 調査審議 実施機関の意見を聴取 |
| 4月13日 (第124回審査会) | 調査審議 |
| 12月21日 (第132回審査会) | 調査審議 |
| 平成24年 1月 6日 | 答申 |